

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道長瀬玉淀自然公園線	秩父市栃谷字東笠木一四一三番四地 先から同市栃谷字尾野田四八一番六 地先まで	令和七年十二月五日	